

【新設】(備品の範囲)

16-3-45 令第145条の7第1項《国外業務に係る使用料等》に規定する器具及び備品には、美術工芸品、古代の遺物等のほか、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供される生物が含まれることに留意する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外において業務を行う者から受ける機械、装置、車両、運搬具、工具、器具及び備品の使用料でその国外業務に係るものが規定された（法69④九八、法令145の7①）。
- 2 国外において業務を行う者のその国外業務において使用される器具及び備品の範囲には、耐用年数省令別表第一に掲げられているものが含まれることから、観賞用、興行用などに供される生物も含まれることになる。また、この器具及び備品の範囲は、減価償却の対象となるものに限定されていないことから、時の経過により価値の減少しない美術工芸品や古代の遺物等も当然に含まれることになる。
本通達では、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3-47）を定めている。